

# 5. 申請の活用ケースのまとめ

| メリット                           | 活用ケース   | 主な活用フェーズ     |
|--------------------------------|---|--------------|
| 1. 自主的なスケジュール管理                | 法第4条第2項の調査命令に先立ち自主的に区域申請を行う。(p 7)   | 土地の形質変更時     |
| 2. 現場での対策措置の円滑化                | 汚染されていない要措置区域等と近接する場所に基準不適合土壌を一時保管する場合 (p 8)  | 措置実施時        |
|                                | 複数の飛び地で存在する要措置区域等を包括して封じこめを行う場合 (p 9)   | 措置実施時        |
|                                | 地下水汚染の拡大の防止等、要措置区域等から離れた位置で措置を実施する場合 (p 10)   | 措置実施時        |
| 3. 調査・措置の正当性の証明                | 一旦形質変更時要届出区域等に指定し、その後、汚染の除去を実施し、指定を解除する。(p 11)  | 措置実施時        |
| 4. 汚染管理の信頼性の確保                 | リスクコミュニケーションに活用する。(p 12)  | 土地の管理時       |
| 5. 汚染に関する情報の明確化                | 将来にわたり汚染に関する情報が明確となる。(p 13)   | 土地の管理時       |
|                                | 土地の取引に先立ち申請することにより、汚染に関する不確定要素を排除する。(p 14)  | 土地の取引時       |
| 6. 管理している土地の形質の変更の円滑化          | 現在、操業中の工場等を含む広い土地を形質変更時要届出区域に指定する。(p 15)  | 土地の管理時・形質変更時 |
| 7. 自然由来特例区域、埋立地特例区域、埋立地管理区域の特例 | 自然的原因により基準不適合土壌があると考えられる土地が、形質変更時要届出区域のうち自然由来特例区域に指定されることにより、土地の形質の変更にあたり、基準不適合土壌が当該区域内の帯水層に接しても差し支えなくなる。(p 16) | 土地の管理時・形質変更時 |
|                                | 埋立由来の土壤汚染があると考えられる土地が、形質変更時要届出区域のうち埋立地特例区域または埋立地管理区域に指定されれば、帯水層に接する土地の形質の変更の実行方法の基準が適用除外又は緩和される。(p 17)          | 土地の管理時・形質変更時 |
| 8. 基金の助成                       | 土壤汚染対策基金による土壤汚染対策の助成を受ける。(p 18)   | 措置実施時        |